

タンチョウの聖地「音羽橋」 景観保全事業

— 土地取得に至る経緯と、制度上の課題 —

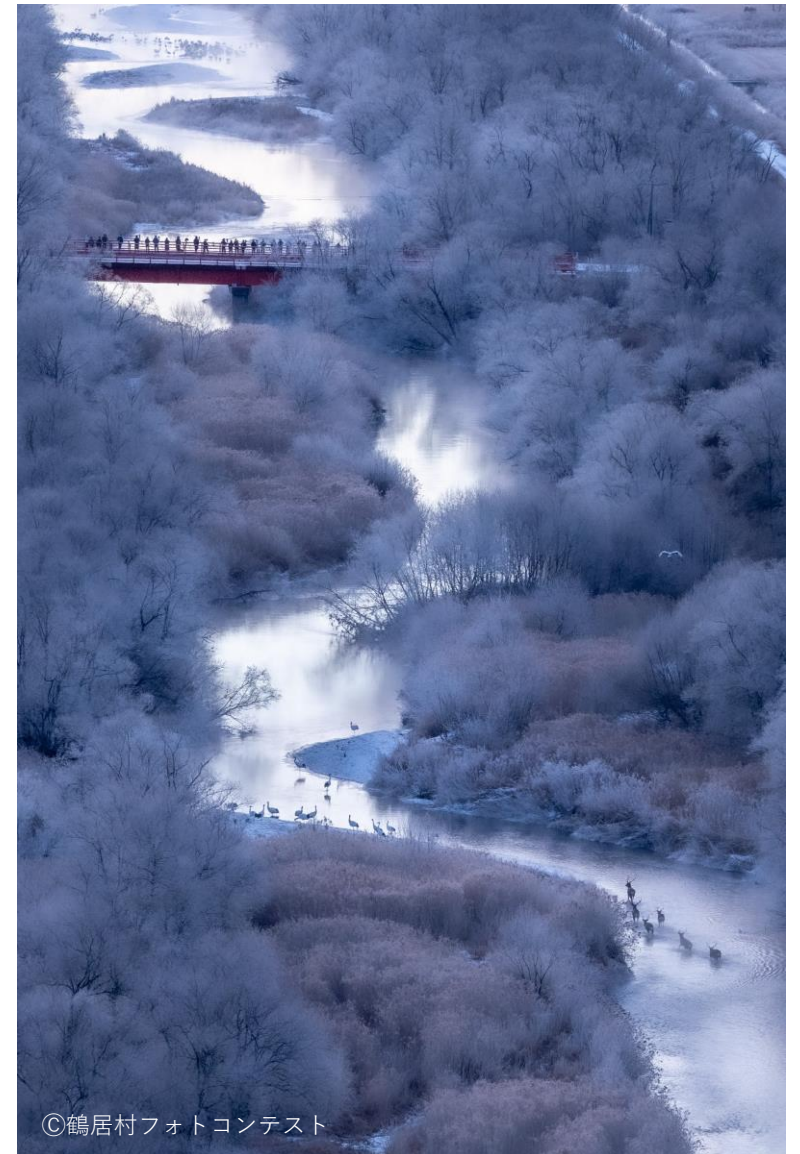


the most beautiful
villages in japan

鶴居村
北海道

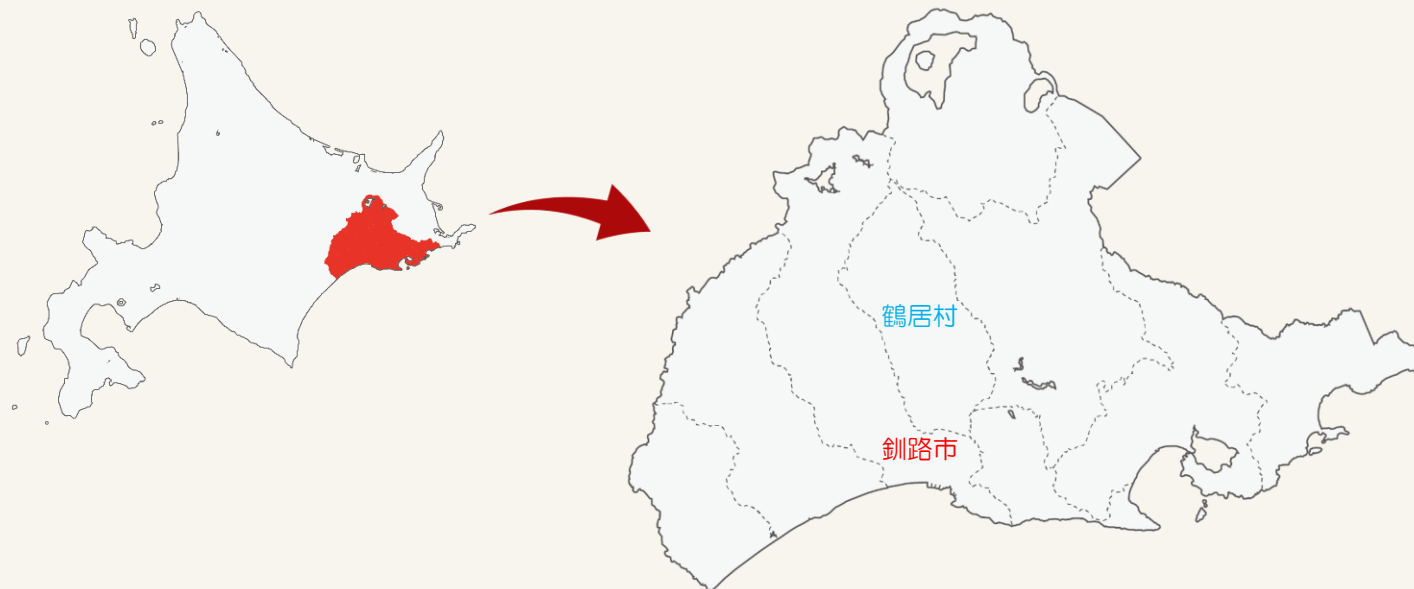
鶴居村役場 企画財政課長 高岡 健一郎

EPO北海道 オンライン企画「地域と共生する再生可能エネルギーと土地保全を考える」2026年9月24日



©鶴居村フォトコンテスト

北海道東部、釧路湿原のほとりの村



北海道全体および釧路管内における鶴居村の位置

村の概要

- ・ 総面積 571.80km²（東西23km・南北42km）
- ・ 人口 2,358人
（令和8年8月31日現在・住民基本台帳）
- ・ 人口密度 4.1人/km²。村内は14地区で構成

交通アクセス

- ・ 飛行機の場合（釧路空港まで）
東京から約1時間 30分
大阪から約2時間
札幌（丘珠）から約1時間
- ・ JRの場合（釧路駅まで）
札幌駅から特急列車で約4時間

東部は標茶町、南部に釧路湿原国立公園を挟んで釧路市・釧路町に接します。

地名の「鶴居」は、特別天然記念物タンチョウの生息繁殖地であることに由来します。

釧路管内のほぼ中央
に位置しています



特別天然記念物「タンチョウ」



©鶴居村フォトコンテスト

日本に生息する最も大きな鳥

翼を広げると2m以上になります

アイヌ語で「サルルンカムイ」

湿原の神と呼ばれてきました

一時は絶滅が危惧された

現在は全道で1,900羽が確認され、その3割が鶴居村内で確認されています

釧路湿原国立公園 28,788ha のうち 8,611ha (29.9%) が鶴居村のエリア

基幹産業は「酪農」

乳牛 約2万頭を飼養する酪農村

- ・ 農協による地道な営農指導
- ・ 哺育育成センター・TMRセンターの利用による経営の効率化
- ・ 村独自の酪農振興政策、国や道の補助制度を活用した支援

→ 評価の高い、良質な生乳の生産へ

ナチュラルチーズ「鶴居」

良質な生乳を原料としたチーズ・ソフトクリームを2007年7月より販売。同年11月の第6回オールジャパン・ナチュラルチーズコンテストで、最高賞である農林水産大臣賞を受賞しました。

その後も、連続受賞

2008年（平成20年） 鶴居村は「日本で最も美しい村」連合に加盟

失われたら二度と取り戻せない農山村の景観や環境、文化が消え失せるという危機感を抱いた当時の町村長有志や民間企業人などが中心となって、2005年（平成17年）に発足した組織。鶴居村は、「タンチョウが住まう暮らし」及び「酪農大地の景観」を登録地域資源として、2008年（平成20年）に加盟。

本年6月からは、本村村長が同連合の会長を務めています。



the most beautiful
villages in japan

鶴居村
北海道

音羽橋周辺エリアの概要



©鶴居村フォトコンテスト

景観上の位置づけ

タンチョウのねぐらを一望できる眺望点。景観計画では特別区域（重点道路沿道区域）かつ重要な眺望点に指定

歴史的な位置づけ

明治18年の入植に遡る村発祥の地。周辺には縄文期の遺跡が点在

景観・歴史・環境の各面で、村の計画上も重要な位置を占める区域です

前提

村の再生可能エネルギー普及施策

「日本で最も美しい村」連合の一員として、地域の環境に配慮した再エネの普及を進めてきました。

2008年～

木質系燃料ストーブ

導入への村独自の補助制度を創設

2011年～

住宅用太陽光発電

個人住宅への設置補助を開始

2022年3月 鶴居村は「ゼロカーボンシティ」を宣言

このように、村は再エネ普及施策を進めてきました。

本件の論点は、再生可能エネルギーの是非ではありません。

問われているのは立地の適否です。

この先は、鶴居村の区域内で生じた事案の経過説明であります。

FIT制度以降、村内で生じていた状況

2012年の固定価格買取制度（FIT法）施行以降、村内各地に野立ての太陽光発電施設が建設されてきました。

設置される場所

原野や山林を切り開いて設置。電柱が既にある道路沿いが目立つ

規模が小さく分かれる

森林法の林地開発許可（1ha超）を避け、1ha未満での建設が多い

所有者は村外

投資用の約95%は届出の少ない50kW未満。所有者は村外事業者が多い



FIT認定の権限は国にあり、村が可否に意見を述べる機会はほぼありません。

村内の景観・自然環境への影響が、課題として認識されるようになりました

村の対応

鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例（令和3年条例第31号・令和4年1月施行）

条例により生じた効果

- ・ 10kW以上の届出により、事業者の取組を把握できるようになった
- ・ 事業者に対して村の考えを伝える機会が確保された
- ・ 着工前に、事業者から村へ事前の問合せが来るようになった

条例では及ばなかった範囲

- ・ 施行後も、新たな太陽光発電施設の建設は一定程度続いた
- ・ 抑制区域は「事業区域に含まないよう求めることができる」ととどまる
- ・ 財産権への配慮から、それ以上の強制力は持たせていない

未来へつなげる景観むらづくり条例（令和5年条例第25号・令和6年2月施行）

- ・ 音羽橋周辺を特別区域（重点道路沿道区域／道路中心から両側50m）に指定
- ・ 特別区域では、太陽光発電設備は規模・高さを問わず届出の対象（10kW未満・居住用を除く）
- ・ 森林の立木伐採も届出の対象（第11条第2項）

※ 令和6年2月には景観行政団体へ移行し、村全域を対象とする鶴居村景観計画・未来へつなげる景観むらづくり条例も施行しています。

メガソーラー建設計画の発覚

令和7年1月、事業者から協議

音羽橋から約1.5kmの民有地で、太陽光事業者による約18.1ヘクタールの大規模太陽光発電施設の建設計画が明らかになりました（位置図の赤色・黄色の土地）。

景観への影響

音羽橋周辺からの眺望景観に、太陽光パネルが映り込む状況となる

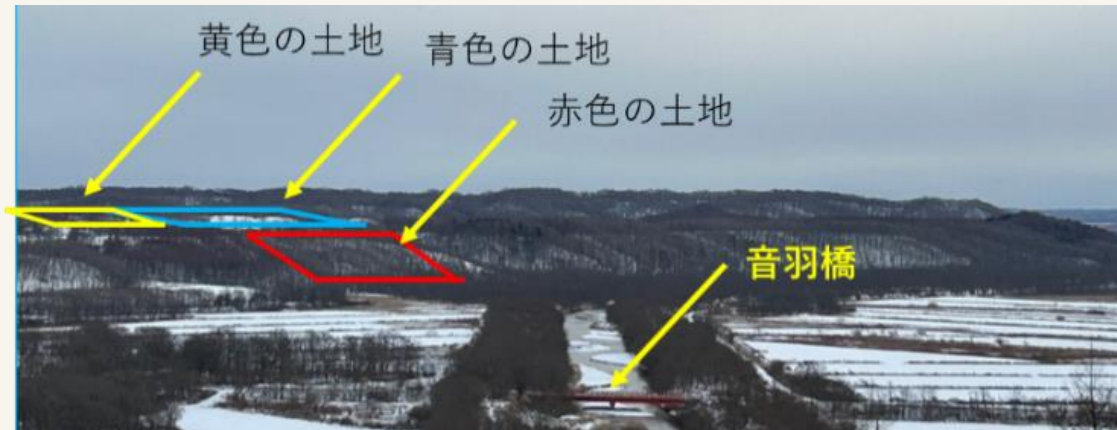
生態系への影響

タンチョウのねぐらに近接する

計画の進捗

協議と並行して、計画地の森林伐採手続も進められていたため、時間的な猶予がない状況

計画地と音羽橋の位置図



音羽橋を見渡す丘からの取得土地位置関係



取得した3区画（赤色・黄色・青色）

計画地は音羽橋から約1.5km。最終的に赤色・黄色・青色の3区画、合計 34.9ヘクタールを取得しました

村の対応①

条例・法令による規制の可能性を検討

村は、既存の条例・法令による規制の可能性を網羅的に検討しました。

鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例

規制は 指導・勧告・公表 まで。
開発行為そのものを禁止する権限はない。

未来へつなげる景観むらづくり条例

変更命令の対象は建築物・工作物の形態・色彩。
土地利用そのものは規制できない。

森林法・農地法・自然公園法・文化財保護法 等の関係法令も検討

→ いずれも、国立公園区域外の民有地における当該開発行為を直接阻止することは困難

計画地の設定 景観条例は音羽橋周辺を「重点道路沿道区域」に指定し、道路中心から両側50mでは規模を問わず届出を求めています。計画地は、その50mの範囲を外して設定されていました。

検討の結果、開発行為を直接阻止できる規制手段は確認できませんでした

村の対応②

土地取得という判断に至るまで

規制による対応が困難であったことから、事業者との任意協議による解決を選択しました。



赤色は令和7年2月に事業者が計画を見送り、最後まで協議を要したのは黄色の土地です。交渉は顧問弁護士を含めて重ね、当初提示の約1億5,000万円から8,000万円に減額して成立しました。

取得は2段階で行い、赤色を令和7年12月議会、黄色と周辺保全地（青色）を令和8年3月議会で議決しています。

ガバメントクラウドファンディングの実施

実施期間：令和7年9月11日～30日

赤色の土地の取得にあたり、本趣旨に賛同いただける企業・団体・個人を対象にクラウドファンディングを実施しました。寄附は一般財源と区分して、基金に積み立て管理しています。

寄附総額

88,553,971 円

約700件のご支援

寄附金の充当と、ふるさと納税全体の状況

受け付けた寄附金は、その後、令和8年3月議会で議決した黄色・周辺保全地（青色）の取得財源に充当することとしました。令和7年度のふるさと納税全体の寄附総額は約3億7,876万円で、前年度（約1億4,447万円）の約2.6倍となりました。

取得した土地の内訳



赤色

日本ナショナル・
トラスト協会と共有

字雪裡731-1（原野）

75,105㎡

300万円
（村負担150万円）



黄色

村単独

字雪裡730-1ほか5筆

106,140㎡

8,000万円
（土地代 424万円
補償費 7,576万円）



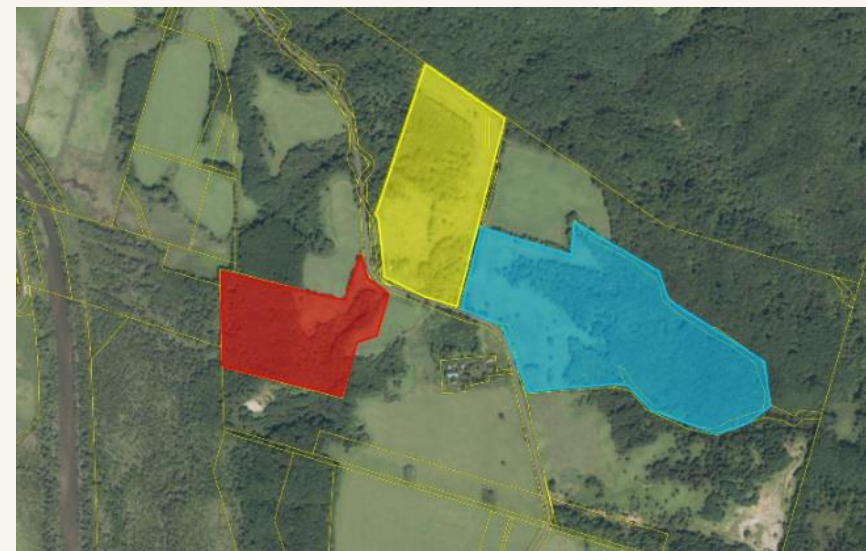
青色

日本ナショナル・
トラスト協会と共有

字雪裡735（原野）

168,059㎡

672万円
（村負担336万円）



取得した3区画（当初計画地は赤色・黄色）

令和7年12月議会 赤色 7.5ha ／ 令和8年3月議会 黄色・青色 約27.4ha ／ 総計 34.9ヘクタール

※ 当初計画地は赤色・黄色の約18.1ha。3月議会分は黄色 約10.6ha、周辺保全地（青色）約16.8ha。赤色・青色は公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会との共同名義。

議会の議決と情報公開

議会の議決

令和8年3月11日、補正予算案（約8,350万円）及び補償契約の締結を村議会が全会一致で可決

補償の考え方

将来利益全体ではなく、実支出額と合理的な逸失利益に限定。顧問弁護士が妥当性を確認

情報公開

参考資料を広報誌・村HPに掲載。議会審議動画をYouTubeで公開

事業者との関係 事業者は法令上の手続に従って計画を進めており、村との協議を経て真摯な合意に至りました

現在の状況と今後の取組

計画の現状

メガソーラー建設計画は完全中止。事業者から土地を取得済み

景観保全の成果

音羽橋からの眺望景観が保全され、タンチョウの生息環境の維持が図られた

国立公園の区域見直し

環境省による釧路湿原国立公園の区域見直しにおいて、当該エリアの組み入れを協議予定

取得地の活用

伐採されたエリアの緑地化等や、環境教育への活用を検討中。日本ナショナル・トラスト協会と連携

制度上の課題

FIT認定の権限

国

自治体が事業の可否について
意見を述べる機会が、ほぼない

景観・自然環境の保全

自治体

設置の前後を通じて、
保全対策を担うことになる

↑ 権限と責任の所在が一致していない点が、課題の根にあります

条例で規制を強めれば、事業は条例のない隣接自治体へ移ります。個々の自治体の対応だけでは解決できない、広域的な課題です。全国では336の条例が制定されています（令和7年12月19日時点／地方自治研究機構調べ）。それだけ各地で同種の事案が生じているということでもあります。

鶴居村の事例から

1

論点は再エネの是非ではない

村は再エネ普及施策を進めてきた。問われているのは立地の適否である

2

条例・法令には限界がある

国立公園区域外の民有地の開発を、既存制度で直接阻止することは困難だった

3

自治体主導と広域的な賛同で対応した

クラウドファンディングと日本ナショナル・トラスト協会との共同取得

4

国レベルの法整備が必要

土地取得に頼らずに景観を守る仕組みが、本来の解決策

村としての意思

**本件の判断は、単なる土地取得ではなく、
本村がどのような村であり続けるのかという、理念の選択です。**

- ・ 本件の本質は、法令に照らした適否の問題に尽きるものではありません。
- ・ この景観は、単なる観光資源ではなく、村民の誇りであり、本村の歴史そのものです。
- ・ 土地取得は、経済合理性のみを尺度とした判断ではなく、財政規律を軽んじるものでもありません。
- ・ 目先の利害得失ではなく長期的な公共の利益を、一時の効率ではなく百年先を見据えた価値を選択しました。

鶴居村は「かけがえのない景観を未来へつむぐ」を理念に掲げ、音羽橋周辺エリアの保全に取り組んでいます。

本日の報告が、皆さまの地域を考えるうえでの参考になれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。